

# SILS Prep Program(入学前準備講座)約款

## 第1条(約款)

申込者は、この約款を熟読し承諾の上、株式会社早稲田大学アカデミックソリューション(以下、弊社という)に対し、表記の通りの、SILS Prep Program(以下、プログラムという)を申し込むものとします。

## 第2条(成立)

この約款に基づくプログラムの契約は、申込者が送信した申込フォームの内容が第3条に定める拒否事由のいずれにも該当しないこと、並びに申込者からのプログラム参加費用の入金を弊社が受理したときに成立するものとします。

## 第3条(拒否事由)

弊社は、この約款に基づくプログラムの申込があった際、次に定める事由の一つあるいは複数該当する場合は、申込をお断りすることがあります。

- ①申込者が未成年である場合で、プログラムの参加について親権者の同意がない場合。同意については、原則として申込フォームへの入力を以て確認いたします。
- ②申込者が希望するプログラムの定員に受け入れ可能な余裕がない場合。
- ③その他弊社が不適当と認めた場合。

## 第4条(サービスの範囲)

弊社のプログラムに含まれるサービスは、次のとおりです。

1. プログラムの企画・開発・実施・運営
2. プログラム運営に必要な費用の支払い

## 第5条(プログラム参加費用)

以下のプログラム参加費用を、所定の納付日までに指定の金額を指定の口座にお振り込みください。なお、振り込みにあたっての手数料等の実費は、申込者の負担とします。

### プログラム参加費用

- ①プログラム企画・開発料
- ②授業料
- ③各種提供サービス料

※受講に必要なPCやタブレット、通信費、交通費等の個人経費は申込者負担となります。

## 第6条(プログラム参加費用の支払いおよび差額請求)

第5条に定められた支払いは、必ず指定された期日までに指定の口座に振込にて送金してください。指定の期日までに入金を確認できない場合、プログラム参加手を停止する場合があります。また、弊社の方による事由でプログラム参加費用等が変更された場合にも、弊社の指示する方法に必要な差額をお支払いください。

## 第7条(契約成立後の取消しとキャンセル料)

申込者が、プログラム契約の成立後に、その契約を取消す場合には、所定のキャンセル料をお支払いいただきます。キャンセル料は、原則としてプログラム開始日より起算してさかのぼり、次表のキャンセル料金表にしたがって、支払っていただきます。

キャンセルの期日によっては、プログラム参加費用からキャンセル料を除き一部返金できる場合があります。なお、返金にあたっての振込手数料は、申込者の負担とします。キャンセル料等の詳細については、弊社の担当者にお問い合わせください。

### <キャンセル料金表>

申し込み契約の取消期日	申込コース	キャンセル料
プログラム開始日の14日前から8日前まで	Academic Skills(3日間)	10,500円(不課税)
プログラム開始日の7日前からプログラム開始日前日まで	Academic Skills(3日間)	18,000円(不課税)
プログラム開始日以降	Academic Skills(3日間)	プログラム参加費用全額

### プログラム主催・約款発行

株式会社早稲田大学アカデミックソリューション  
東京都新宿区西早稲田 1-9-12 大隈スクエアビル 2階  
(代表) 03-5291-2130

## 第8条(各種手続の不備)

指定の期日までに必要な書類が申込者から送信されない場合など、弊社の責によらない事由により各種手続が遂行できなかった場合、その期日に応じて申込者より所定のキャンセル料を申し受けることがあります。

## 第9条(弊社からの解約)

1. 申込者に次に定める事由が生じた場合、弊社は催告の上この約款に基づくプログラム契約を解約することができるものとします。この場合、申込者が支払済みのプログラム参加費用については、第7条に定められたキャンセル料を精算し返金します。

①申込者が所在不明、または7日間以上にわたり連絡不能となったとき。

②その他弊社がやむを得ない事由があると認めるとき。

2. 第2条に基づき、プログラム契約が成立した後、第3条に記載する拒否事由が発見された場合には、弊社が申込者から受領した費用等を返金すること(但し、預り金の利息は付さないものとします)により、当該プログラム契約を解除することができるものとします。

## 第10条(プログラム参加期間中の責任)

プログラム参加中は、何事も申込者本人の自覚と責任において行動するものとし、弊社は一切の責を負わないものとします。申込者の故意・過失・公序良俗などの行為により生じた責任・損害等はすべて申込者個人の負担となります。

## 第11条(プログラム参加中の免責事項)

弊社は本約款に記載された範囲内でプログラムを実施します。弊社は次に例示するような弊社の責によらない事由により、申込者が以後の参加ができなくなった場合、その責任を負いません。

①天災、その他の不慮の事故等により、申込者がプログラムに参加困難な場合

②天災等の不可抗力により、当社がプログラムの続行ができなくなった場合

③対面実施プログラム参加のためへの移動中に起こった交通事故(電車やバス等の交通手段に搭乗中の事故並びに歩行中の交通事故等)に基づく損害。

④対面実施プログラム参加中、プログラム実施場所において、第三者の不法行為、又は地震、火災、戦争、ストライキ、暴動、その他の不可抗力によって発生した損害。

⑤対面実施プログラム参加中の病気感染、病気等に基づく損害。

## 第12条(緊急連絡先)

申込者が対面実施プログラムに参加中、親権者等が申込者に緊急連絡などをする場合は、プログラム受講ガイドに連絡先を記載してあります。申込者は出発前にならぬ家族に伝えておいてください。

## 第13条(約款の変更)

本約款は、事情により告知なしに変更されることがあります。

## 第14条(発効期日)

本約款の内容は、2024年11月25日以降に申し込まれるプログラムの申込契約に適用されます。

## 第15条(禁止事項)

オンライン授業内容、配布資料・ビデオ教材、Zoomなどの講義URLについては、講師や他の受講者の承諾なく次の行為を行うことを禁止します。

- ・オンライン授業の録画・録音
- ・画面のスクリーンショットを撮影すること
- ・オンライン授業中の他の受講者の画像データの取得
- ・教材等を第三者に提供すること
- ・第三者が閲覧可能な形でSNS等にアップロードすること
- ・第三者が閲覧できる状態でPC等を放置すること
- ・その他、著作権法等の関係法令に抵触する行為

## 第16条(その他)

1. プログラム参加費用を銀行振込にてお支払いの場合には、金融機関の発行する振込金の受領書を持って領収書に代えさせていただきます。
2. 申込者の回線状況やアクセス不備等で参加できない場合や、申込者の都合により一部プログラムに参加しなかった場合の返金等はございません。また、双方向参加型オンラインプログラムのため、当日参加できなかった申込者に対する授業内容の録画等の提供はございません。
3. 本講座は、外部サービス「Zoom」を使用したオンライン講座として実施します。利用者は、外部サービスの利用規約等に従って利用するものとします。当社は本サービスに関連して利用する外部サービスの安全性、または発生する利用料金について一切責任を負いません。本サービスの提供を受けるために必要な機器および通信環境等は、利用者の費用と責任において準備し維持するものとします。当社は、本サービスがあらゆる機器等に適合することを保証するものではありません。
4. 社会情勢により、一部対面実施予定プログラムの開催方式を変更する場合があります。
5. 対面実施プログラム参加時、貴重品については参加者ご自身で責任を持って管理を行ってください。